

# 令和元年度小松島市事務事業評価シート

## ■事業の位置づけ（基本事項）

				整理番号	6 - 4 - 16
事務事業名	私立保育所運営費等			担当課係	児童福祉課
総合計画上の位置付け	政策	②ひとりひとりが輝けるまちづくり		記入担当者	西 彩花
	基本目標	4. 子育てしやすいまちづくり		内線等	164
	施策	4-1 少子化対策の推進		E-mail	jidoufukushi@city.komatsushima.tokushima.jp
	基本方針	4-1-1 子育てを支える環境の充実			
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）			事業区分	経常事業
事業予算費目	款	3	民生費	項	3 児童福祉費
	目	5	保育所等費	事業	6 私立保育所運営費等
開始年度		年度	根拠法令・要綱等	児童福祉法第51条、小松島市民間保育所運営費補助金交付要綱	

## ■事務事業の概要（実施内容）

事業の対象	(誰の、何のために事業を実施するのか) 児童福祉法第35条の規定に基づく認可を得て社会福祉法人が設置及び運営を行う、本市児童が入所する保育所（園）。
事業の目的 (意図)	(事業実施によってどういう状態にしたいのか) 社会福祉法人が設置・運営を行う認可保育所（園）に対して、国の交付基準に基づく運営費並びに市の補助基準に基づく補助金を交付することにより、児童福祉法第24条に基づく保育の実施を継続的かつ計画的に実施していくための運営基盤を強化することで、施設運営の健全化や入所児童の処遇向上等を図ることを目的とする。
事業の内容 (内容・手法等)	(どういった仕事の内容で、どのような手法・手順で実施しているか) 本市児童が入所している認可保育所（園）に対し、国が定めた基準により算定した費用である公定価格と各月毎における本市入所児童数に応じた運営費を支弁するとともに、市内の保育所（園）に対しては、市の補助基準に基づき、各月初日現在における入所児童数に一律定額補助単価を乗じた補助金を交付する。
事業の背景 (経緯等)	(事業開始の背景やこれまでの経緯) 私立保育所運営費の交付は、「認可保育所（園）における保育の実施に要する費用は市町村の支弁とする」と定めた児童福祉法第51条に基づいて、昭和51年より始まった。現在は子ども・子育て支援法附則第6条に基づいている。また、運営費補助金については保育の質の向上を図り、児童福祉の増進に寄与すること、並びに施設運営の健全化を目的とした市の補助制度として、昭和56年4月より始まった。

## ■事務事業の業績・推移（目標・実績）

		指標名		指標の説明				指標化できない成果
成果指標	私立保育所における入所児童数		市内私立保育所2か所、及び他市私立保育所の入所児童数（各月初日入所延べ人数）					
	単位		H30	R1	R2	R3		目標年度 目標値
	目標		2,644	2,556	2,544	2,544		
	実績		2,718	2,643				
	達成度		102.8%	103.4%				
活動実績・参考となる指標	指標名		単位	H30	R1	R2	R3	指標の説明
	私立保育所運営費	円	計画	221,270,000	220,064,000	224,398,000	224,398,000	
			実績	224,594,820	239,100,200			
	私立保育所運営補助金	円	計画	1,512,000	1,512,000	1,512,000	1,512,000	
			実績	1,346,500	1,339,000			
				計画				
				実績				
				計画				
			実績					

## ■事務事業に係るコストの業績（目標・実績）

（単位：円）

		H30年度決算	R1年度決算	R1年度予算	R2年度予算	
全体コスト (円)	A 直接事業費	227,982,210	249,783,568	252,009,200	243,420,200	
	財源内訳	国県支出金	110,360,780	145,423,189		
		地方債				
		利用者負担	50,017,450	37,497,150		
		一般財源	67,603,980	66,863,229		
	B 人件費 ①×②	909,473	686,452			
	職員平均人件費①	4,547,365	3,432,262			
	従事した割合②人	0.20	0.20			
A + B	228,891,683	250,470,020				
単位コスト	活動指標の説明	私立保育所の年間措置児童数2718人	私立保育所の年間措置児童数2643人		備考	
	活動指標 1 単位当たりコスト	84,213	94,767		平成30年4月1日現在 人口38,156人	
	市民一人あたりのコスト	5,999	6,627		平成31年4月1日現在 人口37,795人	

■事業を取り巻く環境

国・県・他団体の動向や環境変化と今後の予測	(社会状況、法改正、規制緩和、周辺の状況等や今後の予測) 平成27年4月から子ども・子育て支援制度がスタートしたことにより、保育所(園)・幼稚園・認定こども園に対する共通の給付(施設型給付)が創設され、社会全体にかかる消費税増税分を財源として活用されている。しかし、私立保育所(園)に対しては、子ども・子育て支援法附則第6条及び児童福祉法第24条に基づき、従来通り、市町村が保育の実務義務を担うことに基づく措置として、運営に要する費用が支弁されることとなっている。
事業に対する住民の意見	(意識調査・議会質疑等、事業に対する期待・要望・苦情など) 市内私立保育所(園)の入所児童数は常に定員を満たしており、近年では市内外ともに他市町村間の広域入所を希望する児童も多い。また、市民の私立保育所(園)へのニーズは非常に高く、社会福祉法人が保育施設を運営していく上で、安定的運営の維持と業務の円滑化、サービスの拡充を図るために今後も必要な事業である。

■項目別評価・今後の課題

評価項目	評価結果(該当にチェック)	判断理由・評価コメント(具体的に記入すること)
必要性 (市民ニーズ)	<input type="radio"/> ① 必要性が高い <input type="radio"/> ② どちらかといえば必要性がある <input type="radio"/> ③ 必要性が低い <input type="radio"/> ④ 必要性がない	家庭環境や就労形態の多様化に伴い私立保育所(園)への入所希望者が増加に加えて保育ニーズも多様化し、それぞれのニーズに合ったサービスの拡充が求められている。本事業は、運営側である社会福祉法人への経済的支援を目的としており、施設運営の安定化を図るための財源として、必要性は高い。
妥当性 (市で行わなければならないか)	<input type="radio"/> ① 市が行わないといけない <input type="radio"/> ② どちらかといえば市で実施 <input type="radio"/> ③ 必然性が低い <input type="radio"/> ④ 必然性がない	子ども・子育て支援法附則第6条及び児童福祉法第24条により、市は保育の実施義務を担い、その費用を支弁すると定められている。私立保育所(園)に対して運営の健全化及び保育内容の質の向上のために市が関与し、支援していくことは妥当であると思われる。
効率性 (事業の手法は効率よいが、コスト削減の余地はないか)	<input type="radio"/> ① 効率的である <input type="radio"/> ② どちらかといえば効率的 <input type="radio"/> ③ どちらかといえば非効率的 <input type="radio"/> ④ 非効率的	社会福祉法人が設置・運営する認可保育所(園)に対して「法に基づく経済的補助」及び「市単独施策としての補助」を行うことで、経営基盤の強化を図ることができ、効率的・安定的な施設運営と保育事業の実施が可能となっている。
緊急性 (他事業に優先し、実施する必要があるか)	<input type="radio"/> ① 緊急性が高い <input type="radio"/> ② 比較的緊急性がある <input type="radio"/> ③ 緊急性が低い <input type="radio"/> ④ 緊急性はない	私立保育所(園)への入所希望者の増加や保育ニーズの多様化など需要の高まりに対応するためにも、保育所(園)の経営基盤の強化、施設運営の安定化を図ることが必要不可欠である。そのため、本事業は優先して実施する必要がある。
成果 (目的の達成状況)	<input type="radio"/> ① 成果が上がっている <input type="radio"/> ② どちらかといえば上がっている <input type="radio"/> ③ どちらかといえば上がっていない <input type="radio"/> ④ 成果は上がっていない	社会福祉法人が設置・運営する保育所に経済的支援を行うことにより、施設運営の安定化が図られ、増加する入所希望者や多様化する保育ニーズへの対応が可能となっている。
今後の課題	私立保育所運営費は、職員配置や施設面積基準をはじめとする児童福祉施設最低基準が順守されている等、一定の要件を満たした上で、当該年度の人件費・管理費・事業費等の経費に充当するほか、長期的に安定した施設運営を行うことを目的とする人件費・修繕積立預金等への積立支出による会計処理が可能である。今後も持続可能な運営基盤を確立していくため、児童福祉施設指導監査において適切な指導を行っていくことが必要である。	

■一次評価(評価点は目安とし、総合的な評価をすること)

2	事務事業の方向性	1 拡 充 す る	80点以上	評価点による判定	判定に至った理由	
		2 現状のまま継続する	60~79点			
		3 改善・効率化し継続	40~59点			評価点 79
		4 終期設定し終了	20~39点			2
		5 完了・休止・廃止	19点以下			
私立保育所(園)の入所希望者の増加により多様化した保育ニーズに対応し、更なる保育サービスの拡充を図るため、私立保育所(園)の経営主体である社会福祉法人への支援を継続していく必要がある。						

■改善・効率化の方向性 ※一次評価の判定が3の時は、必ず記入すること。

【具体的な改善等取組内容(方向性・対象・手段等について記述)】
---------------------------------

■二次評価(所管担当の一次評価を、総合評価し判定すること)

2	事務事業の方向性	1 拡 充 す る	判定説明
		2 現状のまま継続する	
		3 改善・効率化し継続	
		4 終期設定し終了	
		5 完了・休止・廃止	
本市の保育所・認定こども園・幼稚園の施設状況から、私立保育所(園)は必要不可欠であり、今後も継続して私立保育所(園)への経済的支援を行い、運営の安定化を図る必要がある。			